

意見書

令和3年3月5日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課企画法令係 御中

住 所 : 〒100-8980
東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4階
氏 名 : 社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会 会長 日野 博愛
電話番号 : 03-3581-6502
アドレス : (E-mail) info@shinsyokyo.com

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について」に関して意見を提出いたします。

- 福祉・介護職員処遇改善加算等の特例的取扱いについて、次期報酬改定では障害者支援施設が行う生活介護の加算率は施設入所支援と同じになるようご検討いただきたい。加算を財源に給与改善をすすめてきた事業者は給与水準の低下を余儀なくされるため、最重度・重複の身体障害のある方を支援する人材の確保・定着に大きく影響します。
- 生活介護における重度障害者支援加算（Ⅰ）について、常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）を算定している場合でも対象となるようご検討いただきたい。単独型の生活介護において、常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）の要件を満たす看護職員の確保は難しい状況です。
- 地域生活支援拠点等について、市町村または各障害保健福祉圏域での整備が進むよう設置の義務化もしくは努力義務化を進めていただきたい。市町村によって整備に対する意識差があります。
- ピアサポート実施加算について、研修の対象範囲に相談支援専門員や国家資格（社会福祉士、精神保健福祉士）を含めていただきたい。専門知識を有する障害当事者もピアサポーターに値します。

- 生活介護において身体障害のある方への入浴支援を行っている場合には、加算等による評価をいただきたい。障害支援区分の高い方の入浴介助には、相当な支援量を要します。

- 新型コロナウイルス感染症への対応にかかわる経費について、十分な支援をいただきたい。「感染症や災害への対応力の強化等」が基本的な考え方の一つとして示され、特例的な評価をいただいているところですが、それ以上に費用を要している現状があります。